

## 仕 様 書

名 称	海上輸送（その2）
作成年月日	令和4年8月29日
作成部隊	西部方面総監部装備部後方運用課
作成責任者	西部方面総監部装備部後方運用課輸送班 3等陸佐 松尾 彰美

## 1 適用範囲

本仕様書は、90式戦車等の海上輸送に適用する。

## 2 用語の定義

## (1) 傭船

官側が専有できるロールオン・ロールオフ方式の船舶であり、かつ、隊員が居住できるスペースのある船舶をいう。

## (2) 特大型セミトレーラ

陸上自衛隊西部方面隊の装備車両（全長17,040mm、全幅3,290mm全高3,580mm）をいう。

## (3) 73式小型トラック

陸上自衛隊西部方面隊の装備車両（全長4,140mm、全幅1,765mm全高1,970mm）をいう。

## (4) 伊万里港

佐賀県伊万里市にある港湾をいう。

## (5) 北九州港

福岡県北九州市にある港湾をいう。

## (6) 苫小牧港

北海道苫小牧市にある港湾をいう。

## 3 輸送役務内容

(1) 九州から北海道までの特大型セミトレーラ（操縦手等含む。）等の傭船による海上輸送

(2) 北海道から九州までの90式戦車を積載した特大型セミトレーラ（操縦手等含む。）等の傭船による海上輸送

## 4 輸送役務の細部要領

(1) 九州から北海道までの特大型セミトレーラ（操縦手等含む。）等の傭船による海上輸送

## ア 輸送時期

10月7日（金）から10月9日（日）

## イ 輸送区間

伊万里港から苫小牧港

## ウ 輸送所要

(ア) 人員10名

(イ) 73式小型トラック1両及び特大型セミトレーラ4両

エ 輸送要領

(ア) ウに規定する輸送所要を、10月7日(金)午前7時から10月9日(日)午後15時までの間に輸送する。

(イ) イに規定している港湾以外に寄港することは不可とする。

(2) 北海道から九州までの90式戦車を積載した特大型セミトレーラ(操縦手等含む。)等の傭船による海上輸送

ア 北九州港行

(ア) 輸送時期

10月12日(水)から14日(金)

(イ) 輸送区間

苫小牧港から北九州港

(ウ) 輸送所要

a 人員8名

b 特大型セミトレーラ2両(90式戦車1両積載)

c 20ftコンテナ3本分(戦車等関連機材)

(エ) 輸送要領

a (ウ)に規定する輸送所要を、10月12日(水)午前7時から14日(金)午前12時までの間に輸送する。

b (イ)に規定している港湾以外に寄港することは不可とする。

c 20ftコンテナは業者が準備するとともに、輸送終了後、官側に提供する。

イ 伊万里港行

(ア) 輸送時期

10月12日(水)から15日(土)

(イ) 輸送区間

苫小牧港から伊万里港

(ウ) 輸送所要

a 人員8名

b 特大型セミトレーラ2両(90式戦車1両積載)

(エ) 輸送要領

a (ウ)に規定する輸送所要を、10月12日(水)午前7時から15日(土)午前6時までの間に輸送する。

b (イ)に規定している港湾以外に寄港することは不可とする。

ウ 共通

アイ項の輸送所要について、同一船舶で輸送することは可とする。同一船舶で輸送する場合のみ、北九州港及び伊万里港に寄港できるものとする。

5 その他

(1) 乗船する隊員への食事等の提供

乗船する隊員に対し、居住区及び食事を提供するものとする。

(2) 連絡態勢の確保

営業時間内外問わず、官側の連絡に応じることができる態勢を確保する。

- (3) 運航準備
  - ア 運航にあたり、各港湾の使用に係る各種申請を実施する。
  - イ 各港湾における荷役について、業者側が実施する。
- (4) 情報保全処置
  - 本契約において知り得た情報の流失を防止する。
- (5) 不測事態対処
  - 船舶の遅延及び運航が困難な状況が生起した場合には、直ちに報告するとともに代替等の処置を講ずる。
- (6) 別途協議
  - その他、本仕様書に記載のない事項は別途協議する。